

令和2年3月11日

各部署等の長 殿

学 長  
石 田 朋 靖

新型コロナウイルス感染症に罹患した教職員及び濃厚接触者等となった教職員の  
就業上の措置について（通知）

令和2年1月28日付けで「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第12号）」が公布され、令和2年2月1日から施行されたことを受け、当該感染症に罹患した教職員及び濃厚接触者等となった教職員の就業上の措置については、下記のとおりとしますので、所属教職員に周知いただくとともに、遺漏なく取扱い願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても状況に応じて見直しを行う場合があることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した教職員の就業上の措置

本学の教職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における就業上の取扱いについて、以下のとおりとする。

(1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は、就業規則に基づき就業を禁止する。

(2) 就業禁止の期間

診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。

(3) 罹患した場合の報告

教職員は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、必要に応じて感染の拡大を防止する措置を講じる必要があることから、電話又は電子メールにより、次の内容を総務課労務・安全係に報告すること。（なお、これらの情報については、「国立大学法人宇都宮大学個人情報保護規程」に基づき、適正に管理します。）

- ① 報告日
- ② 現在の状況
- ③ 発熱等の風邪症状が現れた日
- ④ 報告日前1ヵ月以内における海外渡航歴の有無（渡航歴がある場合はその期間、国名及び都市名）
- ⑤ 症状等の現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業、会議等の出席状況を含む）。
- ⑥ 医療機関受診日
- ⑦ 受診医療機関名
- ⑧ 今後の見通し等に係る医師、行政機関等の所見

2. 濃厚接触者等となった教職員の就業上の措置

本学の教職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者等となった場合における就業上の取扱いについて、以下のとおりとする。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行政が実施する積極的疫学検査の結果、濃厚接触者とされた者
- ② 本学の教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、職場内における感染拡大防止のため、部署等の長が必要と認める範囲の者（①の者を除く）

(2) 就業禁止

上記（1）に掲げる者は、就業規則に基づき就業を禁止する。

(3) 就業禁止の期間

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から 14 日間とする。ただし、当該教職員の健康状況等を踏まえ、必要に応じて延長することがある。

(4) 就業禁止期間中の健康観察

就業禁止期間中は、毎日朝・夜体温を測るなどの健康状態に注意を払い、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が現れた場合は、医療機関を受診する前に、「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、電話又は電子メールにより、「1 (3) 罹患した場合の報告」の内容を、総務課労務・安全係に報告すること。(なお、これらの情報については、「国立大学法人宇都宮大学個人情報保護規程」に基づき、適正に管理します。)

3. 就業禁止中の留意事項

(1) 学内への立ち入りについて

就業禁止となった期間中は、私用も含め学内への立ち入りを禁止する。

(2) 就業禁止期間中の給与

上記 1 及び 2 の措置による就業禁止期間中は、職員給与規程その他の関係規程及び法令等に基づき、基本給等の減額は行わない。ただし、90 日を超えて引き続き勤務しないときを除く。

※「濃厚接触者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として 2 メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者(患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)

(参考：帰国者・接触者相談センター)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

※居住地の都道府県の相談センターにご相談ください。

(報告先：総務課・労務・安全係)

mail : roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

電話 : 028-649-5031

以上

問い合わせ先：

総務課労務・安全係

担当：大塚、田村

mail : roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

Tel : 028-649-5031